



パブリックコメントの結果をお知らせします

結果をお知らせします

先にパブリックコメントを行った「三鷹市国民保護計画」、「こじか保育園（仮称）整備事業及び運営に係る基本方針」、「第8次三鷹市交通安全計画」を決定しました。

今号では、みなさんからお寄せいただいた主なご意見と市の考え方をお知らせします。

ご意見 ↓以下は市の考え方

三鷹市国民保護計画

平成18年9月15日～10月5日に実施した「三鷹市国民保護計画（素案）」のパブリックコメントに55人（5団体50人）の方から136件のご意見をいただきました。市ではこれらをもとに「三鷹市国民保護計画（案）」をまとめ、三鷹市国民保護協議会の諮問を経て、東京都と協議した結果、「三鷹市国民保護計画」を決定しました。

◆市の平和に対する基本的な考え方や取り組みを明確に示すべき。
↓同計画に前文を加え、市の基本的な考え方および取り組みを示しました。
◆「国民保護計画」の合意性・必要性に疑問。
↓同計画は、国民保護法に基づき市が法定受託事務として策定するもので、市議会の審議を経て条例も成立しており、合意性・必要性について問題はありません。
◆武力攻撃事態や緊急対処事態は現実的ではないし、市にない施設などを前提とする想定はおかしい。
↓予測は難しい反面、起こった場合には大きな影響のある事態から住民を守る仕組みを

あらかじめ作るために、計画では緊急の事態をパターンとして示しています。また、市にない施設については、指摘を受け、記述に配慮しました。
◆違反に対する罰則規定に関する記述がない。
↓罰則規定がある災害対策基本法に基づき策定する地域防災計画は罰則規定の記述をしていません。これと同様に国民保護法にも罰則規定がありますので、国民保護計画には記述を要しないと考えます。
◆パブリックコメントの募集において、期間・説明が不十分である。
↓計画素案は、自治基本条例の規定に則り、市役所・市政窓口での閲覧・貸し出しおよびホームページへの掲載によりみなさんにご覧いただくようにいたしました。ご指摘の趣旨を踏まえ、よりみなさんにご意見を出しやすい環境づくりに努めます。
◆市外から来る避難者に関する記述がない。
↓避難者の受け入れに関する記述を新たに加えました。
↓防災課内線2283

第8次三鷹市交通安全計画

2月16日～3月9日に実施した「第8次三鷹市交通安全計画（案）」のパブリックコメントに3人の方から11件のご意見をいただきました。市ではご意見を検討し、一部文言修正を行い、3月23日の交通安全対策会議で計画を決定しました。
◆円滑な交通のためのバスベ

イの増設、電柱の埋設、自転車専用のエリア設置、通学路の安全確保、自転車に対する罰則および取り締まりの強化、歩道の整備などについて、計画に盛り込んでいるものは表現を一部修正しました。そのほかのご要望については、計画の実施段階で個別に検討します。
◆計画に目標値を定め、定量的に成果を検証すべき。
↓計画にあるそれぞれの施策、事業を展開する際に目標値を定め、成果を検証します。
◆隣接する地域と連携する施策を入れるべき。
↓広域的な共同施策は都の交通安全計画にある施策の中で取り組んでいきます。
↓道路交通課内線2884

こじか保育園（仮称）整備事業及び運営に係る基本方針

2月2日～22日に実施したこじか保育園（仮称）の整備基本方針（案）のパブリックコメントには、1人（団体）の方から6件のご意見をいただきました。市ではご意見を検討した結果、素案の内容で決定いたしました。
◆多機能型保育園としての基本案に共感する。専門的視点からの相談機能や、積極的な保護者支援機能を。
↓こじか保育園（仮称）は、育児相談機能を備えた親子ひろばを併設し、保護者の育児力・地域の子育て力の向上を図るとともに、子ども家庭支援センターと連携し、多面的なサポート機能を有する地域の子育て支援の拠点として運営していきます。

◆教育および保育に関する全計画の策定。
↓子どもたちを安心して育てられるよう、市の基本計画を積極的に推進していきます。
また、三鷹市教育ビジョンの基本方針の中には、幼稚園や保育園と小学校との連携、家庭や地域社会との連携を図ることを掲げています。公設民営保育園の運営についても同様に位置づけ、機能強化を図っていきます。
◆発達障がいなどの子どもや、就学を視野に入れた保育運営。
↓市立保育園では1977年から障がいを持つ子どもも抱えた子どもも共に育ちあう「統合保育」を実施しており、当初から、療育の専門機関である北野ハピネスセンターと強固に連携し、専門員の巡回指導を受けるなど、丁寧に保育をしてきました。軽度の発達障がいについても、引き続き研修などで職員の知識と対応のスキルアップを図り、実践につなげていきます。
また、今後とも積極的に幼稚園や小学校との連携を深めていき、子どもたちが就学を楽しみにし、入学後の健やかな成長に結びつく保育に取り組んでいきます。
◆小・中学生や高齢者などの異なる世代との触れ合いを通じて、学んでいける保育を。
↓市では世代間交流の体験を

計画などの全文といただいたご意見と市の考え方は、相談・情報センター（市役所2階）や市政窓口で配布しているほか、市のホームページ「パブリックコメント」からご覧いただけます。

「しごこの相談窓口」を開設します
内職や高齢者・主婦の再就職、年金相談など「しごと」に関するあらゆる相談にキャリアカウンセラーなどの専門スタッフがご答えします。お

重要視しており、市立保育園では小・中学生の体験学習、高校生の家庭科授業、ボランティア、保育学生の実習などの受け入れを日常的に行っています。また、幼少時からの心のバリアフリーを目指し、大人の障がい者との交流、また、高齢者との交流も積極的に取り組んでいます。こじか保育園（仮称）においても同様の取り組みを進めていく予定です。
◆地域の安全安心対策の発信地。
↓保育園が子どもを不審者などから守ることは絶対条件です。日ごろから地域住民と情報の共有化を図り、いざと言うときには駆け付けてもらえる関係の構築が必要であり、警察や消防、市の安全安心課などの関係機関と連携を図り、見回り、訓練の指導などを受けながら、安全安心対策を推進していきます。
◆職員の能力開発を積極的に
行い、市民ニーズに適切していく運営を。
↓職員の質の向上を図るため、多様な研修を継続的に実施しています。以前から公設民営保育園の職員に対しても、市の研修の門戸を開放するなど、人材育成の一翼を担っており、今後も引き続き運営事業者と協働していきます。
↓子育て支援室内線2660

用ください。くわしくは生活経済課内線2543へ。
計量器（ばかり）の検査方法が変わります
平成19年度から、商店での取引、学校・病院での証明に使用する計量器（ばかり）の検査方法が変わります。事前に「はかり」の種類や利用台数を「電話聴き取り調査」で確認した後、東京都計量検定所調査員が事業所や店舗を直接訪問して検査を実施します。訪問対象者には事前にはがきで通知します。
◆聴き取り調査期間 4月2日（月）～20日（金）（予定）
◆調査訪問期間 6月18日（月）～7月6日（金）（予定）
※市役所やコミュニティセンターなどでの検査は実施しません。

くわしくは消費生活係☎437874へ。
三鷹産業プラザに優良防火対象物認定証が交付
地域の産業振興の拠点である三鷹産業プラザ（下連雀3-38-4）中小企業基盤整備機構（株）まちづくり三鷹共有は3月2日、三鷹消防署から市内第1号の優良防火対

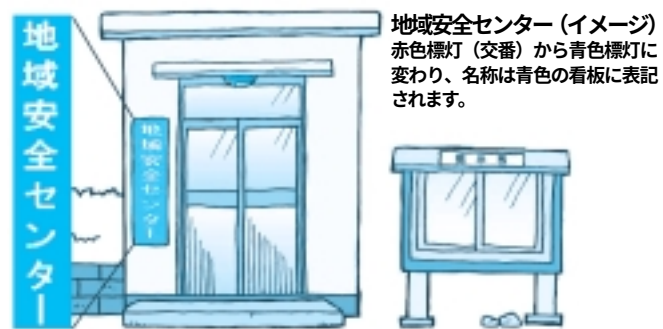
市内の交番2カ所が地域安全センターに

4月1日（日）から、井の頭公園交番（井の頭4-1-2）と下連雀交番（下連雀4-20-28）が、「地域安全センター」に変わりました。

このセンターは、地域の安全活動の拠点となるほか、各種ボランティア活動などの交流場所としての機能も併せ持ちます。また、警察官OBである「地域安全サポーター」が各方面と連携をとりながら、地域住民の安全で平穏な生活を確保するため、①防犯などの相談事に対するアドバイス、②子どもの安全確保への支援、③各種会合およびボランティア活動への支援、④町会や関係協力団体との連携、⑤事件または事故発生時の通報、⑥各種情報の提供、⑦地理案内などを行います。

なお、「地域安全サポーター」が不在の場合でも、テレビ対話システムなどで三鷹警察署へすぐに連絡がとれるようになっています。また、昼夜間を問わず警察官が常時立ち寄り、周辺へのパトロールを強化して治安の向上に努めます。

⇒三鷹警察署地域課☎49-01110内線2912



地域安全センター（イメージ）赤色標灯（交番）から青色標灯に変わり、名称は青色の看板に表記されます。

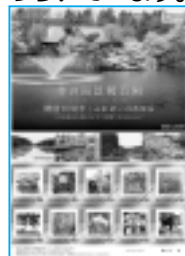


地域安全サポーター制服にライトブルーの帽子とネクタイが目印です。

井の頭公園が切手に！絶賛発売中

開園90周年を記念したオリジナルフレーム切手「井の頭恩賜公園 開園90周年 ふれあいのあゆみ」が3月30日に発売しました。

1シートに池のスワンボートや象の「花子」など、井の頭公園のおなじみの顔が10種類の切手となって収められています。価格は80円切手が10枚で1シート1,200円。三鷹市をはじめと



近隣7市の地域限定販売です。⇒三鷹郵便局☎44-6081

これは、東京都の火災予防条例に基づき、入居者をはじめとする建物関係者が行う防火安全対策の向上への自主的・意欲的な取り組みを消防署が評価し、認定するものです。
（株）まちづくり三鷹☎40-9669

象物認定証の交付を受けました。
これは、東京都の火災予防条例に基づき、入居者をはじめとする建物関係者が行う防火安全対策の向上への自主的・意欲的な取り組みを消防署が評価し、認定するものです。